

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 3 条第 1 項（第 4 条第 3 項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第 4 条（許可の基準）、第 5 条第 1 項（許可申請の手續） 風俗営業等適正化法施行令第 6 条の 2（法第 4 条第 3 項の政令で定める事由） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 1 条（許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（許可申請書の提出）、第 7 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 8 条（構造及び設備の技術上の基準）、第 9 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第 1 0 条（許可申請の手續）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第 7 条に掲げるものをいう。 風俗営業等適正化法第 4 条第 2 項第 3 号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成 2 2 年 7 月 9 日 警察庁生活安全局）第 1 1 を参照すること。